

【マレーシア】ギグワーカー法の制定

海外立法情報課 澁谷 由紀

* 2025年12月16日、マレーシアにおいて、2025年ギグワーカー法が制定された。ギグワーカー審判所の設置、労働局長の監督権、ギグワーカーの社会保障強制加入等が規定された。

1 背景と経緯

マレーシアでは、近年、ギグワークが急速に普及している¹。しかし、ギグワーカー等に対する社会保障制度は十分でなく²、契約上の紛争が生じた際、ギグワーカーを保護するための手段がなかった³。そのため、「2025年ギグワーカー法」（以下「2025年法」）⁴が、2025年8月28日に下院で、同年9月9日に上院で可決され、同年12月16日に国王の裁可を経て制定された（同月31日公布、2026年3月31日施行）。2025年法は、全112か条及び附則から成る。

2 2025年法の概要

(1) ギグワーカーの定義（第1部）

ギグワーカーとは、①マレーシアの市民又は永住権保持者である個人で、②プラットフォーム事業者（以下「プラットフォーム事業者」）である契約主体⁵に対して何らかの役務を提供する業務委託契約を締結し又はプラットフォーム事業者ではない契約主体に対して附則に規定された役務を提供し、③役務の対価として報酬を受け取る者をいう（第2条）。附則に規定された役務とは、演技、映画製作活動、音楽関連活動、美容、翻訳、報道、産前・産後ケア又は治療、緩和ケア・高齢者ケア・リハビリテーションケア及び写真・ビデオ撮影をいう（附則）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。[]内は筆者の補記である。

¹ 2025年第1四半期、マレーシアの就業者数は1670万人で、そのうち約120万人がギグワーカー又は自営業者であった。[Steven] Sim Chee Keong, Dewan Rakyat, Penyata Rasmi Parlimen, 43, 2025.8.28, p.70. Parliament of Malaysia website <<https://www.parlimen.gov.my/files/hindex/pdf/DR-28082025.pdf>>

² 2017年自営業者社会保障法により、（ギグワーカーを含む）自営業者には、自営業者社会保障制度（Self-Employment Social Security Scheme）への加入及び拠出金の支払が義務付けられている（第11条）。自営業者社会保障制度加入者は、職業上の疾病及び事故が生じた場合、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付の対象になる。受給資格期間は拠出金の支払後の1年間に限定される（第3条、第11条、第15条～第20条）。Self-Employment Social Security Act 2017 (Act 789, As at 1 October 2021). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1710649_BI/Act%20789-1.10.2021-Final.pdf> 2025年12月31日の段階で、この制度に加入し拠出金を支払中である自営業者等は、約87万人（うちギグワーカーは約30万人）にすぎない。Amalia Azmi and Iylia Marsya Iskandar, “Nearly 870,000 self-employed workers now covered under Socso scheme,” *New Straits Times*, 2026.2.5. <<https://www.nst.com.my/news/nation/2026/02/1371819/nearly-870000-self-employed-workers-now-covered-under-socso-scheme>>

³ 2000年1月、配車サービスの元運転手の不当解雇をめぐる事件について、控訴院は、元運転手の1967年労使関係法（Industrial Relations Act 1967）上の労働者性を否定した。Nazruzila Razniza Mohd Nadzri et al., “Exploring misclassification status of platform workers in Malaysia for enhanced employment protections,” *UUM Journal of Legal Studies*, 16(2), July 2025, p.80. <<https://doi.org/10.32890/uujls2025.16.2.5>> 元運転手は上告したが、2024年7月、連邦裁判所は、上告を棄却した。[Steven] Sim, *op.cit.*(1), p.70. マレーシアにおいて、通常の裁判所は、上位裁判所（最高裁判所である連邦裁判所、控訴院及び高等法院）並びに下位裁判所（セッションズ裁判所及び治安判事裁判所等）に分けられる。中村良隆「マレーシアの裁判制度」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所, 2002, pp. 163-180. <<https://doi.org/10.20561/00030278>>

⁴ Gig Workers Act 2025 (Act 872). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/3272166_BI/Act%20872%20-%20GIG%20WORKERS%20ACT%202025.pdf>

⁵ 契約主体とは、個人、個人事業主・法人等又はプラットフォーム事業者で、ギグワーカーの役務提供に対し報酬を支払う契約及び業務委託契約を締結する者をいう（第2条）。

(2) 契約に関する規定（第 2 部）

業務委託契約には、①契約当事者、②契約期間、③役務、④当事者の義務、⑤報酬の割合及び明細、⑥報酬の支払方法、⑦（もしあれば）チップ等を明記しなくてはならない（第 3 条）。

(3) アルゴリズム管理、契約解除、ギグワーカー協会加入等に関する規定（第 3 部）

プラットフォームは、ギグワーカーに対し、（アルゴリズム管理に係る）自動監視・意思決定システムの情報を提供し、これらを人間が再審査する制度を構築する（第 8 条）。契約主体は、正当な理由又は妥当な弁解なく契約を解除できない（第 9 条）。ギグワーカー協会（gig workers' association）の設立、加入等を制限する契約は無効である（第 10 条）⁶。

(4) 内部苦情処理の仕組み及び調停による紛争解決（第 4 部）

ギグワーカーは、個人又は個人事業主以外の契約主体に対し、文書で苦情の申し立てができる。苦情を申し立てられた当該契約主体は、内部苦情処理の仕組みを通じて紛争を解決しなければならない（第 17 条）。①内部苦情処理の仕組みによる解決がなされない場合、②ギグワーカーが個人又は個人事業主である契約主体に対して苦情を申し立てる場合等には、ギグワーカーは、労使関係局長⁷等に調停を申し立てることができる（第 18 条）。労使関係局長等は、紛争解決の見込みがないと判断した場合、紛争を（ギグワーカー）審判所に付託する（第 19 条）。

(5) ギグワーカー審判所（Gig Workers Tribunal）の設置（第 5 部）

ギグワーカー審判所⁸（以下「審判所」）は、司法及び法務職の公務員⁹の中から任命される審判所長及び副審判所長並びに少なくとも 5 名のその他の審判員¹⁰で構成される（第 25 条）。審判所の裁定は、セッションズ裁判所の命令とみなされる（第 43 条）。

(6) 評議会（Consultative Council）の設置（第 6 部）

評議会は、分野、地域並びにギグワーカー又は役務の型に応じた最低報酬率等について、政府に助言及び勧告を行う（第 47 条）¹¹。

(7) 監督及び執行（第 7 部）

労働局長等¹²は、捜査官及び執行官を任命することができる（第 72 条）。捜査官及び執行官は、2025 年法第 3 部、第 5 部及び第 6 部に関連する①規定の執行、②事業所等への立入り及び文書等の検査、③文書等の押収、④犯罪捜査の権限を有する（第 74 条）。

(8) 自営業者社会保障制度への強制加入及びプラットフォームによる代行徴収（第 8 部）

プラットフォームに対し、①ギグワーカーの情報を社会保障機構に提供すること、②ギグワーカーを自営業者社会保障制度へ加入させること、③ギグワーカーの報酬から自営業者社会保障制度の拠出金を控除すること¹³等の義務を課す（第 83 条）。

⁶ ギグワーカー協会は、1966 年結社法に基づき登録された、ギグワーカーの利益及び福祉の保護を目的とする、ギグワーカーの団体である（第 2 条）。Societies Act 1966 (Act 832, Revised-2021) <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1714338_BI/832%20Teks%20BI.pdf> したがって、ギグワーカー協会は、労働組合ではない。

⁷ 労使関係局長は、人的資源省の労使関係局長である。

⁸ 審判所での紛争解決は、民事裁判所での裁判に比べ、簡素で費用対効果に優れる。Sim, *op.cit.*(1), p.73.

⁹ 下級裁判所の判事及び検事をいう。V. Anbalagan, “Bar voices support to split Judicial and Legal Service Commission,” 2017.3.24. Malaysian Bar website <<https://www.malaysianbar.org.my/article/news/bar-news/news/bar-voices-support-to-split-judicial-and-legal-service-commission>>

¹⁰ その他の審判員は、司法及び法務職の公務員並びに 7 年以上弁護士職の職にある者等である（第 25 条）。

¹¹ 評議会は、議長、副議長、書記、公務員の代表、契約主体の代表、ギグワーカーの代表及びギグ産業の有識者から成る。書記は労使関係局長の職員が務め、契約主体の代表及びギグワーカーの代表は常に同数である（第 51 条）。

¹² 労働局長は、人的資源省の半島マレーシア労働局（Department of Labour Peninsular Malaysia）の長である。

¹³ 拠出金は、加入者が全額負担する。Calvin Cheng, “The future of gig work in Malaysia,” 2026.1.12. Institute of Strategic & International Studies Malaysia website <<https://www.isis.org.my/2026/01/12/the-future-of-gig-work-in-malaysia/>>